

○ 鹿児島工業高等専門学校ハラスメント調査委員会要項

平成 24年 12月 21日

校 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、鹿児島工業高等専門学校ハラスメント防止等に関する規則第12条第3項の規定に基づき、校長が設置する鹿児島工業高等専門学校ハラスメント調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員の男女比に配慮し、当該苦情相談ごとに校長が指名する主事及び校長が指名する委員および相談員ならびに総括相談員をもって組織する。

2 前項の委員は、複数の苦情相談の調査委員を兼務することを妨げない。

3 第1項の委員の任期は、当該苦情相談に係る任務が終了するまでとする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、ハラスメントに係る事案の事実調査のために、次に掲げる事項を行う。

- (1) 苦情相談に係る事実調査・助言・問題解決
- (2) 被害救済措置の検討
- (3) 加害者に対する処分の必要性の有無

2 委員会は、調査結果を1月以内にハラスメント防止・対策委員会へ報告しなければならない。ただし、1月以内に調査が完了しない場合において、やむを得ない事由があるときは、ハラスメント防止・対策委員会に報告のうえ、相当期間延長することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1項の委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、任務中及び任務後において、その任務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。

2 委員は、当事者のプライバシー及び名誉を守り、人権を尊重しなければならない。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課人事係において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。